

○豊島区材料検査実施基準

昭和 63 年 5 月 31 日決定
平成 12 年 3 月 31 日決定
11 豊建営発第 351-4 号
平成 19 年 3 月 14 日決定
18 豊総施発第 299 号
平成 28 年 12 月 1 日改訂
28 豊施施発第 457 号
平成 29 年 3 月 31 日決定
28 豊総施発第 845 号
平成 30 年 5 月 1 日
30 豊総施発第 148 号
令和 8 年 3 月 13 日
7 豊総施発第 758 号

(目 的)

第 1 この基準は、総務部施設整備課において施行する工事に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(材料検査の実施)

第 2 材料検査は、その工事を監督する監督員により行うものとする。

2 材料検査に関する事務は、工事主管課長が中心となり、監督員により処理しなければならない。

(材料検査の種類)

第 3 材料検査の種類は、試験による検査、確認による検査及び照合による検査とする。

(検査方法及び検査対象材料の範囲)

第 4 材料検査の種類別の検査方法及び検査対象材料の範囲は、別表 1 に定めるとおりとする。

(品目別検査区分等)

第 5 材料の品目別検査区分は、別表 2 に定めるとおりとする。

2 工事主管課長は、別表 2 に定める検査区分によることが適当でないとする場合には、その検査区分を変更することができる。

(材料検査計画)

第 6 材料検査は、本基準に基づき監督員と協議の上、受注者が作成した材料検査計画に基づき行うものとし、施工計画書等で、必要事項が確認できるようにすること。材料検査計画書については、参考様式の内容を必要事項とする。

(材料検査請求書等)

第 7 工事現場以外で行う材料検査は、受注者から請負人等提出書類処理基準による様式（以下様式という）、様式 18 による材料検査請求書の提出を受けて行うものとし、材料検査終了後に、様式 19 による材料試験等報告書の提出を受けること。

なお、工事主管課長の判断で、監督員の立会いを省略することができる。

2 前項の規定により監督員の立会いを省略した場合は、受注者に様式 19 による材料試験等報告書を提出させて処理する。

(材料搬入報告書)

第 8 工事現場で行う材料検査は受注者から様式 20 による材料搬入報告書の提出を受けて行うも

のとする。ただし、工事主管課長があらかじめ認めた品目については、この限りでない。

- 2 工事主管課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入報告書に必要な資料を添付させることにより、監督員の立会いを省略することができる。

(検査結果の通知等)

- 第9 監督員は、材料検査を完了したときは、速やかに様式 19、様式 20 により合否を通知し、不合格の判定をした場合は、豊島区施工規定実施細目様式 12 号により受注者に必要な指示を行うものとする。

附則

1. この基準は昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。
2. この基準は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
3. この基準は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
4. この基準は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。(一部改正)
5. この基準は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
6. この基準は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。(一部改正)
7. この基準は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

別表1 検査方法及び検査対象材料の範囲

検査の種類	検査方法	検査対象材料の範囲	備考
試験による検査	<p>(1) 監督員の立会いの上、材料の製作者の試験設備（工場、試験場等）において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p> <p>(2) 公的な試験機関 （国立、公立、その他これに準ずる試験研究機関、大学等）において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査をする。</p>	<p>(1) 試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの</p> <p>(2) 設計図書で試験による性能等の確認を指定されている材料</p>	<p>検査方法(2) の場合においては、監督員の立会いを要しない。</p>
確認による検査	<p>設計図書、承諾図、試験成績表、カタログ等に基づき検査をする。</p>	<p>試験による検査及び照合による検査の対象とされる材料以外の材料</p>	<p>検査方法の欄における試験成績表は、監督員の立会いを要しないで、材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った結果得られたものをいう。</p>
照合による検査	<p>規格を証するマーク等に基づき検査する。</p>	<p>J I Sその他の規格を証明するマーク等の表示されている規格品（<input checked="" type="checkbox"/>において適当と認める品質証明が添付されている製品を含む。）</p>	

別表2 品目別検査区分表

1 建築工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	試験	確認	照合	備考
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既成コンクリート杭、 鋼杭 鉄筋 コンクリート 杭周固定液、根固め液 割り石、砂、砂利		① ① ②	○ ○	JIS 規格品等の場合 JIS 規格品の場合
鉄筋工事	鉄筋			○	JIS 規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート 合板型枠 鋼製デッキプレート	○	① ②	○	試験は JIS 規定外材料等※ JAS 規格品の場合
鉄骨工事	鋼材 高力ボルト デッキプレート製品 無収縮モルタル	○	② ①	○ ○	JIS 規格品の場合 は照合 JIS 規格品等の場合
コンクリートブロック、 ALCパネル及び押出 成形セメント板工事	コンクリートブロック ALCパネル 押出成形セメント板			○ ○ ○	JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合
防水工事	ルーフィング類（防水 工事用アスファルト、 断熱材含む） 塗膜防水主材 シーリング材			○ ○ ○	JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		①②③		
屋根及びとい工事	長尺金属板 折板 とい		② ② ②		
金属工事	金属製品 金属材料		② ③		
左官工事	左官材料 仕上げ塗材 ロックウール		③ ③ ③		

※標準仕様書で試し練りを省略することができるもの以外

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	試験	確認	照合	備考
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具類		②		
	木製建具		②		
	シャッター		②		
	ガラス		③		
カーテンウォール	PCカーテンウォール		②		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）		②		
外構工事	ユニット製品		②		
	舗装材料			○	JIS 規格品の場合
	舗装工事製品		②		
植栽工事	樹木（株物・芝類含む）		②		
	屋上緑化システム		②		
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	試験	確認	照合	備考
通信・情報設備工事					
通信・情報 キャビネット等	通信・情報キャビネット		②		
構内情報通信網装置	構内情報通信網装置		②		
構内交換装置	構内交換装置		②		
情報表示装置	出退表示装置		②		
	時計表示装置		②		
映像・音響装置	映像・音響装置		②		
拡声装置	拡声装置		②		
誘導支援装置	インターホーン及び テレビインターホン		②		
	トイレ等呼出装置		②		
テレビ共同受信装置	テレビ共同受信装置		②		
テレビ電波障害防除装置	テレビ電波障害防除装置		②		
監視カメラ装置	監視カメラ装置		②		
駐車場管制装置	駐車場管制装置		②		
自動火災報知装置	自動火災報知装置		②		
	自動閉鎖装置		②		
	非常警報装置		②		
	ガス漏れ火災警報装置		②		
中央監視制御設備工事	中央監視制御設備工事		②		
舞台照明設備工事	舞台照明装置		②		
舞台音響設備工事	舞台音響装置		②		

注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

3 機械設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	ボイラー類		①		
	膨張タンク		②		
	ポンプ類（含水中）		②		
	防振架台		②		
	弁類			○	
	管類			○	
	配管付属類			○	
	防振継手類			○	
	フレキシブルジョイント類			○	
	量水器		②		
	計器類			○	
給排水衛生設備工事	ろ過機		①		
	消防設備類		②		
	衛生器具類		②		
	給水栓類		②		
	温水発生機等		①		
	湯沸器類		②		
	水槽類		②		
	貯湯タンク		②		
	グリース阻集器		②		
	排水通気金物類		②③		
	柵・蓋類		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	試験	確認	照合	備考
ガス設備工事	警報・安全装置類		②		
空気調和設備工事	還水タンク		②		
	ヘッダー類		①		
	蒸気用安全弁		①		
	放熱器使用器具類		①		
	排水金物類		②		
	冷温水発生機	○	①		
	冷凍機	○	①		
	冷却塔		①		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		②		
	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		②		
	パッケージ形空気調和機		②		
	マルチパッケージ形空気調和機		②		
	コンパクト形空気調和機		①		
	空気清浄装置		②		
	加湿器		②		
	送風機類		②		
	全熱交換ユニット		②		
	全熱交換器		②		
	圧力扇		②		
	天井換気扇		②		
	制気口・ダンパー類		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績表による。
- ② は、設計図書又は承諾図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	試験	確認	照合	備考
空気調和設備工事	フード類		②		
	風量ユニット類		②		
	熱交換器		②		
	ガス除去装置		②		
	ダクト付属品類		②		
	煙道		②		
自動制御設備工事	中央監視盤		②		
	端末装置		②		
	自動制御盤類		①		
	自動制御機器類		②		
昇降機設備工事	エレベーター	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの
	小荷物専用昇降機	○	①		
	エスカレーター	○	①		
特注品		○			特注品はその都度協議し、工事主管課長が定める。
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I Sその他の規格品は、照合による検査を行う。